

仕 様 書

1 業務名

せとうち地域の観光地経営戦略策定のための観光DMPの設計と基本PFの構築事業

2 実施時期

契約締結の日～令和7年3月14日（金）

3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内海を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が連携して瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会の実現を目的としている。

マネジメントするせとうち地域では、ターゲットとする欧米豪5カ国（英、仏、独、米、豪）の高付加価値旅行者層に旅のデスティネーションとして選ばれるとともに、域内の旅行消費額の増大等に向けて周遊旅行・長期滞在の推進を図ることを目指している。そのためには、域内のステークホルダーとの連携を図りながらターゲットのニーズに沿った観光地経営を実施していくことが重要であるが、現状統一的なデータに基づく分析・調査等が不十分であり、必ずしもその土壌は成熟していない。

ターゲットの満足度・ニーズに応える観光地経営に資するため、せとうち地域の観光地経営戦略策定のための観光DMPの設計と消費額等各種データを活用した観光地経営基盤（基本PF）を構築する。そして、課題解決の手段としての観光DXの推進、観光地経営のための戦略策定等を図ることで、ターゲットのせとうちエリアでの旅行における周遊性を向上させ、長期滞在を喚起することを目的とする。

※ターゲット市場における機構のメインターゲットは*Experienced Traveller*層（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者。以下、ET層）及び*Special Interest Traveller*層（特定の関心・趣味を目的とする旅行者。以下、SIT層）等の高付加価値旅行者層を想定している。

4 業務内容

せとうち地域の観光地経営戦略の策定に資するせとうち観光DMPの設計と基本PFの構築及び戦略策定を実施する。

(1). 観光地経営のための経営戦略策定に必要な判断材料（各種データ等）の調査・分析や事例調査

公開データに関しては、観光庁やJTO等の既存調査のデータを中心に、公的で信頼度の高いデータ活用を行う。新規取得データに関しては、自主事業で行うアンケート調査や自社Webサイトを活用した属性等のアクセス解析等を想定している。また、他地域（主に広域の観光地域づくり法人）が構築しているDMPの事例調査も実施し、機構に提供すること。

なお、現時点で利用を想定しているデータは以下のとおり。

- ① オープンデータの収集（国から出ている各種統計情報等 例：宿泊動向統計）
- ② 機構が別途実施する下記調査事業の結果
 - ・ 住民満足度調査
 - ・ 瀬戸内ブランド実態調査
 - ・ 外国人来訪者動向調査（仮称）

(2). (1)を収集・蓄積するために必要な手法設計と地域内外の主要な関係者を巻き込むための手法設計

(1)を効果的に情報収集・蓄積していくために必要な手法設計及び地域内外の主要な関係者を巻き込みやすい手法をせとうち7県及び主要な関係者との協議を開催し、決定すること。※開催形態はオフライン、オンライン問わない。

(3). (1) (2)を踏まえ、IT技術の進化に対応できるせとうち観光DMPの基本PFの設計および構築

設計にあたっては、各種データの取り込みが容易で、ダッシュボードによって各種分析結果を抽出することができ、その内容を地域に還元することのでき、さらにIT技術の進化に柔軟に対応できるシステムとすること。

※現時点ではTableauを想定。

(システムにて分析できる想定業務内容)

収集した膨大なデータの解析/分析（別紙：マンスリーレポート内のグラフや分析の表示を現状は想定している）

- 訪日旅行者データ（全国籍/対象5か国）解析/分析
 - ・ 訪日外客数の推移（月別）
 - ・ 訪日外客数の国別内訳（年度比較）
 - ・ 平均滞在日数の推移

- ・滞在期間別の訪日目的理由の内訳
- ・訪日旅行者一人当たりの旅行支出額の推移
- ・外国人延べ宿泊者数の内訳及び年次推移（せとうち地域全体及びせとうち各7県）
- ・外国人旅行消費額（せとうち地域全体及びせとうち各7県）
- ・せとうち7県の経済波及効果の推移 など

(4)．DMPを活用したせとうち地域の観光地経営戦略の策定

(3)で構築した観光DMPを用いて次期成長戦略を策定するための観光地経営戦略を作成することになるため、データ分析に対しての補助及び分析結果に対する提案を行うこと。また、本観光地経営戦略は地域内にも共有することを想定している。

(5)．上記(1)～(4)における共通事項

上記(1)～(4)の業務を遂行する上で、以下のことを実施すること。

(ア) 実施内容や資料作成、提供に関しては、提案書の内容に問わず事前に機構と協議し承諾を得ること。

(イ) 本業務で作成された成果物（画像、文章等を含む）および成果物の権利は機構に帰属するものとする。また、成果物の作成の際は肖像権等に留意し、必要な場合は肖像権等に関する許諾を事前に書面で得ておくこと。

(ウ) 本業務で作成された成果物（画像、文章等を含む）および成果物の権利は機構に帰属するものとする。成果物は、原則として、機構がインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により公表（公開、配布、放送等）することができるよう、著作権や肖像権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。本手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。また、事業終了後もしくは事業途中において、機構から成果物の提供があった場合、速やかにデータ等で提出すること。

5 注意事項

(1) 動作確認

- ① 動作確認等に必要な機器は受託事業者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。
- ② PCの利用者側の端末性能については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることとし、OS、ブラウザについては一般的に普及しているOS（Windows、MacOS、Linux等）、最新のブラウザ（IE、Safari、Google Chrome、Firefox等）により支障なく利用できるものとする。

(2) サポート体制の整備

契約期間中において、運用を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有したサポート体制及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな対応を可能とする体制を保持しておくこと。

(3) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。

6 成果物、活動指標（アウトプット）成果指標（アウトカム）に関して

<成果物>

- ・基本PF、操作マニュアル

<活動指標（アウトプット）>

- ・せとうち観光DMP構築に向けた調査・分析一式
- ・せとうち観光DMPの基本PFの構築一式

<成果指標（アウトカム）>

- ・データに基づいたせとうち地域の観光地経営戦略の策定 1本
※算出時期は本事業終了時（令和7年3月を想定）

7. 成果物に関する権利の帰属

本業務においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託事業者は将来にわたり行使しないこと。また、受託事業者は本作品の作成に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託事業者が負うこと。
- (4) 上記（1）～（3）の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託事業者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

(5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

8. 概算予算額

9,999,999円（税込）

9. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務完了後の精算払いとする。

※なお、支払時期は令和7年4月下旬を見込んでいる。

10. 報告書の提出

(1) 提出物

事業実施報告書1部

(2) 提出場所

一般社団法人せとうち観光推進機構

(3) 提出期限

令和7年2月28日（金）

(4) 報告書の作成にあたっての留意点

また、事業実施報告書について、提出期限の14日前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求めること。加えて、履行期間の満了までに変更があった数値等は、当該報告書の提出期限後であってもその都度反映すること。

ア 事前に機構職員の承認を受けること。

イ 業務実施状況等をわかりやすく編集すること。

ウ 業務実施による効果を調査し、とりまとめること。

11. その他

(1) 機構と十分協議しながら業務を進めること。

(2) 業務の実施にあたっては、各国の法律・慣習などを確認の上、遂行すること。

(3) 本仕様書に定めのない特別の事情が生じた場合は、機構へ報告し、その指示を受けること。

(4) 本事業の履行に際して知り得た個人情報又は委託業務の内容について第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(5) この事業は、観光庁「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」の「地域周遊観光促進事業」に基づく事業であるため、その補助金交付要綱（別紙2）、実施要領（別紙3）を事前に確認し、その内容に沿って提案・実施すること。

と。なお、本事業における業務については「訪日外国人旅行者周遊促進事業実施要領」の「Ⅱ．訪日外国人旅行者等による地域周遊観光を促進するための調査・戦略策定に係る事業」の「（１）マーケティング調査経費」、
「（２）協議会の開催経費」及び「（４）今後の事業展開の戦略策定経費」として実施する。

参考：観光庁ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikishuyu.html>